

介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス（緩和型）契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ポリールライフケアサービス株式会社
主たる事業所の所在地	兵庫県三木市志染町東自由が丘1丁目130番地18番
代表番号	0794-84-3885
代表者（職名・氏名）	代表取締役 川邊 久美子
設立年月日	2000年11月15日
資本金	2000万円

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ポリールライフケアサービス株式会社 緑が丘営業所	
事業所の所在地	兵庫県三木市緑が丘町中1丁目8-23	
電話番号	0794-85-6797	
FAX	0794-85-6877	
サービスの種類	訪問型サービス（緩和型）	
開設年月日・事業所番号	2017年4月1日	2872300310
管理者の氏名	木多 ゆかり	
他の提供サービス	訪問介護事業、居宅介護支援事業、居宅介護事業、移動支援事業	
通常の事業の実施地域	三木市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域・自宅で、自らの能力を出来る限り活かし、尊厳ある生活を続けるための支援を行います。お客様とのコミュニケーションを大切にし、常にお客様の気持ちに沿った訪問型サービス（緩和型）を提供します。
運営の方針	事業者は、お客様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ介護保険法その他関連法令及びこの契約の定めに基づき関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、お客様の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービス（緩和型）は、訪問介護員等がお客様のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 生活援助	家事を行うことが困難なお客様に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など
--------	---

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15）は休みます。
受付時間	月～金 9時～18時

6. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	職 務 内 容
管理者	介護福祉士	1人		業務の統括
サービス提供責任者	介護福祉士	1人		訪問型サービス（緩和型）の申し込みに係る調整、訪問介護員の技術指導、個別サービス計画の作成
事務職員		1人		上記に必要な事務
サービス従事者	介護福祉士 ヘルパー1級 初任者研修等 修了者	1人	3人 1人 9人	訪問型サービスの提供

7. サービス提供の責任者

お客様へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	木多 ゆかり
--------------	--------

8. 利用料

お客様がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お客様からお支払いただく「利用者負担金」は、原則として負担者割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問型サービス（訪問介護相当）の基本単位（令和6年6月改定）

別紙のとおり＊

三木市は地域区分7級地のため、単位数に10.21を乗じた額が利用料金となります。基本利用料は、三木市長が厚生労働大臣が告示で定める金額を参考として決定した金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

- ・初めての訪問時（2ヶ月以上ご利用がなかった場合も含む）に初回加算として、1か月に200単位が加算されます。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）が加算されますので、所定単位数に22.4%が加算されます。

(2) 支払い方法

上記（1）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。

毎月、20日に前月分の請求を致しますので、ご利用翌日27日にお客様の指定された金融機関から自動引き落としとさせていただきます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中にお客様の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の連絡先に連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	名前	住所
①	続柄 ()	電話番号
②	続柄 ()	電話番号
③	続柄 ()	電話番号

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様の家族、担当の地域包括支援センター等及び三木市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0794-85-6797	担当 木多 ゆかり
---------	-------------------	-----------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	三木市介護保険課	電話番号 0794-82-2000
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5682

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へ連絡ください。
- (4) 介護保険制度は、介護が必要となった方が、その介護に応じて必要な介護を利用できる制度となっております。そのため、介護を受けられた結果、元気になり要介護度が下がる又は介護が必要でない状態（非該当）となる場合がございます。要介護が変更になった場合、それまで受けていたサービスの回数や訪問員が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。詳しくは担当ケアマネージャー又は市介護保険課にお問い合わせください。

【参考】介護保険法（平成9年・法123号）

第2条第2項 前項の保険給付（介護保険のサービス）は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう（略）行わなければならない。

第4条第1項 国民は、（略）要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

令和 年 月 日

事業者は、お客様へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地 三木市志染町東自由が丘1丁目130-18 事業者（法人）名 ポリーライフケアサービス株式会社 代表者職・氏名 代表取締役 川邊 久美子
事業所	所在地 三木市緑が丘町中1丁目8-23 事業所 ポリーライフケアサービス（有）緑が丘営業所 説明者職・氏名 サービス提供責任者 木多ゆかり

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

お客様 住所
氏名

保護責任者 住所
氏名

②訪問型サービス 基準緩和・独自 サービス提供責任者型

(三木市)

【ご注意ください 訪問型サービス基準緩和(A3)を利用する場合】

☞負担割合によってサービスコードが異なります。(初回加算も同様)

☞原則 要支援1の方は週に1回、要支援2の方は週に2回までのサービス利用です。

要支援1の方で週2回、要支援2の方で週に3回の緩和型サービス利用を希望の場合、ケアミーティングで協議が必要です。

※注釈 (同一1) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

(同一2) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合

(同一3) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合

●訪問型サービス 基準緩和 サービス提供責任者型 【給付率9割 本人1割負担】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1001	訪問型サービスⅠ/2	週1回	要支援1・2・事業対象者	1,047	1月につき		
A3	1002	訪問型サービスⅠ/2・同一1			942			
A3	1003	訪問型サービスⅠ/2・同一2			890			
A3	1004	訪問型サービスⅠ/2・同一3			921			
A3	1011	訪問型サービスⅠ/2日割			35	1日につき		
A3	1012	訪問型サービスⅠ/2日割・同一1			32			
A3	1013	訪問型サービスⅠ/2日割・同一2			30			
A3	1014	訪問型サービスⅠ/2日割・同一3			31			
A3	1021	訪問型サービスⅡ/2			2,092		1月につき	
A3	1022	訪問型サービスⅡ/2・同一1			1,883			
A3	1023	訪問型サービスⅡ/2・同一2			1,778			
A3	1024	訪問型サービスⅡ/2・同一3			1,841			
A3	1031	訪問型サービスⅡ/2日割			69	1日につき		
A3	1032	訪問型サービスⅡ/2日割・同一1			62			
A3	1033	訪問型サービスⅡ/2日割・同一2	59					
A3	1034	訪問型サービスⅡ/2日割・同一3	61					
A3	1041	訪問型サービスⅢ/2	週3回	要支援2	3,139	1月につき		
A3	1042	訪問型サービスⅢ/2・同一1			2,825			
A3	1043	訪問型サービスⅢ/2・同一2			2,668			
A3	1044	訪問型サービスⅢ/2・同一3			2,762			
A3	1051	訪問型サービスⅢ/2日割			104	1日につき		
A3	1052	訪問型サービスⅢ/2日割・同一1			94			
A3	1053	訪問型サービスⅢ/2日割・同一2			88			
A3	1054	訪問型サービスⅢ/2日割・同一3			92			
A3	1400	訪問型サービス初回加算/2			サービス提供責任者型初回加算		200	1月につき

●訪問型サービス 基準緩和 サービス提供責任者型 【給付率8割 本人2割負担】

(三木市)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1061	訪問型サービスⅠ/2(0.8)	週1回	要支援1・2・事業対象者	1,047	1月につき	
A3	1062	訪問型サービスⅠ/2・同一1(0.8)			942		
A3	1841	訪問型サービスⅠ/2・同一2(0.8)			890		
A3	1842	訪問型サービスⅠ/2・同一3(0.8)			921		
A3	1071	訪問型サービスⅠ/2日割(0.8)			35	1日につき	
A3	1072	訪問型サービスⅠ/2日割・同一1(0.8)			32		
A3	1843	訪問型サービスⅠ/2日割・同一2(0.8)			30		
A3	1844	訪問型サービスⅠ/2日割・同一3(0.8)			31		
A3	1081	訪問型サービスⅡ/2(0.8)			2,092		1月につき
A3	1082	訪問型サービスⅡ/2・同一1(0.8)			1,883		
A3	1845	訪問型サービスⅡ/2・同一2(0.8)	1,778				
A3	1846	訪問型サービスⅡ/2・同一3(0.8)	1,841				
A3	1091	訪問型サービスⅡ/2日割(0.8)	69	1日につき			
A3	1092	訪問型サービスⅡ/2日割・同一1(0.8)	62				
A3	1847	訪問型サービスⅡ/2日割・同一2(0.8)	59				
A3	1848	訪問型サービスⅡ/2日割・同一3(0.8)	61				
A3	1101	訪問型サービスⅢ/2(0.8)	3,139		1月につき		
A3	1102	訪問型サービスⅢ/2・同一1(0.8)	2,825				
A3	1849	訪問型サービスⅢ/2・同一2(0.8)	2,668				
A3	1850	訪問型サービスⅢ/2・同一3(0.8)	2,762				
A3	1111	訪問型サービスⅢ/2日割(0.8)	104	1日につき			
A3	1112	訪問型サービスⅢ/2日割・同一1(0.8)	94				
A3	1851	訪問型サービスⅢ/2日割・同一2(0.8)	88				
A3	1852	訪問型サービスⅢ/2日割・同一3(0.8)	92				
A3	1401	訪問型サービス初回加算/2(0.8)	サービス提供責任者型初回加算		200	1月につき	

●訪問型サービス 基準緩和 サービス提供責任者型 【給付率7割 本人3割負担】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1063	訪問型サービスⅠ/2(0.7)	週1回	要支援1・2・事業対象者	1,047	1月につき	
A3	1064	訪問型サービスⅠ/2・同一1(0.7)			942		
A3	1853	訪問型サービスⅠ/2・同一2(0.7)			890		
A3	1854	訪問型サービスⅠ/2・同一3(0.7)			921		
A3	1073	訪問型サービスⅠ/2日割(0.7)			35	1日につき	
A3	1074	訪問型サービスⅠ/2日割・同一1(0.7)			32		
A3	1855	訪問型サービスⅠ/2日割・同一2(0.7)			30		
A3	1856	訪問型サービスⅠ/2日割・同一3(0.7)			31		
A3	1083	訪問型サービスⅡ/2(0.7)			2,092		1月につき
A3	1084	訪問型サービスⅡ/2・同一1(0.7)			1,883		
A3	1857	訪問型サービスⅡ/2・同一2(0.7)	1,778				
A3	1858	訪問型サービスⅡ/2・同一3(0.7)	1,841				
A3	1093	訪問型サービスⅡ/2日割(0.7)	69	1日につき			
A3	1094	訪問型サービスⅡ/2日割・同一1(0.7)	62				
A3	1859	訪問型サービスⅡ/2日割・同一2(0.7)	59				
A3	1860	訪問型サービスⅡ/2日割・同一3(0.7)	61				
A3	1103	訪問型サービスⅢ/2(0.7)	3,139		1月につき		
A3	1104	訪問型サービスⅢ/2・同一1(0.7)	2,825				
A3	1861	訪問型サービスⅢ/2・同一2(0.7)	2,668				
A3	1862	訪問型サービスⅢ/2・同一3(0.7)	2,762				
A3	1113	訪問型サービスⅢ/2日割(0.7)	104	1日につき			
A3	1114	訪問型サービスⅢ/2日割・同一1(0.7)	94				
A3	1863	訪問型サービスⅢ/2日割・同一2(0.7)	88				
A3	1864	訪問型サービスⅢ/2日割・同一3(0.7)	92				
A3	1402	訪問型サービス初回加算/2(0.7)	サービス提供責任者型初回加算		200	1月につき	